

決 定 書

異議申出人 金澤 敏文

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8（2026）年2月25日付けで提起された同年2月15日執行の町田市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、町田市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙につき、申出人である金澤敏文を当選人とすることの決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

申出人が主張する本件異議申出の理由は、次のとおりである。

- (1) 各候補者の得票数が正確に計上されているかについて、再確認が必要である。
- (2) 票の分類・仕分けにおいて手続き上の不整合又は誤認の可能性がある。
- (3) 略記票、疑問票の扱いについて確認を要する。
- (4) 疑義のある開票結果にもとづき決定された当選の効力を争い、当選決定の見直しを求める。

決定の理由

第1 本件異議申出の要件

本件異議申出書は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である2026年2月16日から14日以内である同年3月2日に当委員会に到達した。当委員会にて申出人に連絡を行い、本件異議申出の趣旨は、「本件選挙につき、申出人である金澤敏文を当選人とすることの決定を求めるものである」というものであることの確認が取れ、かつ形式的な要件を備えた適法な申立てと認められたことから、当委員会はこれを公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出として受理した。

第2 当委員会の判断

1 開票事務の過程について

本件選挙の開票事務は、以下のように行われた。

- (1) 本件選挙は公選法第79条第3項の規定に基づき、開票事務を選挙会の事務に併せて行い、選挙長をもって、開票管理者に充てた。
- (2) 選挙長の開票開始宣言により、投票箱を開披し投票用紙を混同後、分類作業を行った。点字投票は、点字判読係へ移送した。
- (3) 分類作業は、投票用紙読み取り分類機で行い、候補者毎に分類した有効投票は検査係へ移送した。読取不能票は、分類係が手作業で候補者毎に分類、人の目で容易に読み取れる有効投票は検査係に移送し、疑問票・按分票は効力判定係へ移送した。また、白紙投票は白票点検係に移送した。
- (4) 検査係は、投票用紙読み取り分類機により分類された有効投票、読取不能票で手作業により分類した有効投票を1票ずつ検査し、混入票等がないか確認後、計算係に移送した。検査時に、他の候補者票や疑問票があった場合は、票束から取り出し、効力判定係へ移送した。
- (5) 計算係は、検査係から移送された候補者ごとの有効投票を、計数機を使用して100票束とし、さらに別の計数機で再度計数し100票あることを確認後、輪ゴムをかけ集結確認係へ移送した。端数票は、端数票用の有効投票付票を付け票数を記入し、集結確認係へ移送した。また、白紙投票は、白票点検係が計数機を使用して100票束とし、さらに別の計数機で再度計数し、100票あることを確認後、輪ゴムをかけ無効投票付票を付け効力判定係へ移送した。白紙投票の端数票は、端数票用の無効投票付票を付け票数を記入し、効力判定係へ移送した。
- (6) 集結確認係は、計算係から移送された票束の中に混入票がないか再度点検した後、同じ候補者の票束を5束まとめ500票束とし、候補者ごとの有効投票付票を付けた。

500票に満たない場合は100票束で候補者ごとの有効投票付票を付け、それ以下の端数票束で候補者ごとの手入力用の有効投票付票を付け、有効投票付票に票数を記入後、票整理係を通じて得票集計係に移送した。

- (7) 効力判定係は、分類係・検査係から移送された疑問票について、有効・無効を判断し、実例・判例などに留意して有効無効を判断した。

点字投票は、町田市点訳赤十字奉仕団による点訳の結果（付箋に記入されたもの）を確認し、有効・無効投票付票を付け票数を記入した。

有効投票のうち按分票は、有効投票あん分決定票を付け票数を記入した。略記票は、他の候補者で同一の氏又は名がない限り、その候補者票とした。候補者の氏又は名の一部が誤って書かれたが、他に類似の候補者がおらず、候補者を明らかに特定できる票も同様に扱われた。

効力判定係で仕分けされた投票用紙は、検査・計算・集結確認を係内の複数の従事者で行い、有効・無効決定付票を付けた。無効票束（白票点検係から移送された票束を含む。）は、選挙立会人の点検により可否の判定の押印を経た上で、選挙長が決定の押印をした。

- (8) 得票集計係は、集結確認係、効力判定係から移送された500票束又は100票束、端数票束にある有効投票付票、無効投票付票、有効投票あん分決定票のバーコードをパソコンに接続したバーコードリーダーで読み取り、各候補者の得票数をパソコンで集計した後、再度、別のパソコンに接続したバーコードリーダーで読み取り、2台のパソコンの集計が同じであることを確認した後、点検台にのせ選挙立会人の点検を受け、開票速報の押印後に得票集積台の指定した場所に集積した。
- (9) なお、確定時には、点検台、得票集積台の得票を選挙立会人が確認したうえで、選挙長、選挙立会人が確定の開票速報に押印した。

2 当選人の決定について

- (1) 選挙会を開会し、候補者の被選挙権の資格照会の結果、問題がなかった旨の報告がなされ、開票結果が報告された後に選挙録を回覧し全ての選挙立会人と選挙長に署名及び押印をもらい、当選人が決定した。
- (2) 選挙長の選挙会終了宣言で選挙会を終了し、散会した。

3 申出人の異議申出理由について

- (1) 各候補者の得票数が正確に計上されているかについて、再確認が必要であるとの主張について

先述のとおり、本件選挙における各候補者の得票数は、読み取り分類機による仕分け、疑問票と分類された票の複数人による仕分け、複数人による仕分けに誤りがないか否かの確認し、バーコードをパソコンに接続したバーコードリーダーで読み取り、各候補者の得票数をパソコンで集計した後、再度、別のパソコンに接続したバーコードリーダーで読み取り、2台のパソコンの集計が同じであることを確認した後、選挙立会人7名による確認、点検という過程を経て決せられた。

したがって、計上された得票数に誤りはない。

- (2) 票の分類・仕分けにおいて手続き上の不整合または誤認の可能性があるとの主張及び略記票、疑問票の扱いについて確認を要するとの主張について

先述のとおり、本件選挙において開披された投票用紙は、読み取り分類機で分類後、読取不能とされた票（略記票及び疑問票を含む。）について開票従事者の手によって仕分けされた。直ちに特定の候補者への有効票と判断できない投票用紙は、効力判定係に回付され、有効か否かが判定された。さらに、読み取り分類機で分類されたもの、開票従事者の手によって仕分けされたもののいずれも、検査係の職員が誤りがないか否かを確認した。

したがって、手続きの不整合や票の誤認の可能性はない。また、略記票及び疑問票の取扱いについても、誤りの可能性はない。

- (3) 疑義のある開票結果にもとづき決定された当選の効力を争い、当選決定の見直しを求めるとの主張について

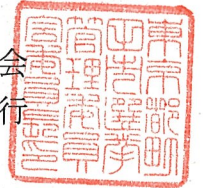
先述のとおり、本件選挙における開票事務の過程及び当選人の決定に疑義はなく、当選決定の見直しの必要はない。

4 結論

以上のとおり、本件選挙の当選人決定の手續において、当選無効の事由に該当する事実はなく、申出人の主張はいずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

2026年4月1日

町田市選挙管理委員会
委員長 井上 正行



教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。